平成20年度 法科大学院入学者選抜試験問題

刑事法

- 1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
- 2. 試験時間は、刑法、刑事訴訟法の2科目で80分です。
- 3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
- 4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペン(鉛筆は不可)またはボールペンを使用してください。
- 5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 刑法の解答用紙は、2枚あります。2枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、=線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
- 6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
- 7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【刑法】

X (I 村長) は,Y (X の後援会長) と共謀し,寄付金の管理をしているZ (I 村会計課長) に対し,言うことをきいた方が後の身のためだと説得し,3 人で温泉旅行をする際の費用をその寄付金から出させることにした。Z は,しぶしぶそれに同意したが,Y は,後に,やはり,そういうことはすべきでないとX に言い,旅行には参加しなかった。X とZ は,予定どおり,温泉旅行をし,寄付金の一部でそれを支払った。その際,X は,従来から酒癖が悪く,暴力をふるうことがあったが,酔って複雑酩酊状態(限定責任能力状態と鑑定された。)となり,仲居A に因縁をつけ,酒瓶を投げつけ,傷害を負わせた。

X・Y・Zの罪責について論じなさい。

〔配点80点〕

【刑事訴訟法】

- - 1) 窃盗については釈放し、同月5日、同都中央区銀座2-2-2の路上でXの 顔を殴って同人に加療2週間を要する顔面打撲傷の傷害を負わせたという事実 で勾留請求する。
 - 2) 窃盗の事実とXに傷害を負わせた事実とを併せて勾留請求する。
- 問2 乙は、Yと共同して、平成19年6月10日、東京都豊島区池袋3-3-3の路上において、Sの所有する普通乗用自動車(時価100万円相当)のドアなどをこもごも鉄棒で叩きつけて同車を損壊したという暴力行為等処罰ニ関スル法律違反(註)で起訴された。

ところが、受訴裁判所は、審理の過程で、Yの関与はなく、乙の単独犯行であるとの心証を得るに至った。Sは、告訴をしていない。裁判所は、いかなる措置をとるべきか。 [配点20点]

(註) 共同器物損壊(暴力行為等処罰ニ関スル法律第1条)。非親告罪。